

大津市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」という。）に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、大津市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の規定に基づき、大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政策課を子ども・若者支援調整機関として指定する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大津保護観察所

大津少年鑑別所

大津保護区保護司会

大津市社会福祉協議会

大津市民生委員児童委員協議会連合会

大津市障害者自立支援協議会

滋賀県立精神保健福祉センター

大津市医師会

ハローワーク大津

滋賀県地域若者サポートステーション

おおつ働き・暮らし応援センター

滋賀県中小企業家同友会大津支部

大津市青少年育成市民会議

学識経験者

大津市（政策調整部、福祉部、健康保険部、産業観光部、教育委員会事務局）